

温罨法(湯たんぽ)の安全使用

－皮膚への接触は危険！－

2010年1月7日

「療養上の世話」において、湯たんぽを使用した際に熱傷をきたした事例が報告されています。財団法人日本医療機能評価機構の医療安全情報によると、2006年1月1日～2008年2月29日までに6件の報告がありました。また、別の報告*¹では、湯たんぽ使用により発生した被害は長期の治療を要しているとの結果が出ています。

*¹ 独立行政法人製品評価技術基盤機構に通知された製品事故情報(平成8年4月～21年10月までの調査)

湯たんぽの使用上の問題

使用する湯の温度が低温であっても、同一部位の皮膚へ接触させて使用すると低温熱傷を発症する可能性があります。表面温度が50℃では2～3分、46℃では30分～1時間、44℃でも3～4時間以上の接触で熱傷を発症するという報告もあります*²。発見時は発赤であっても障害が深部に及んでおり皮膚移植の処置が必要になった事例があります。

*² 財団法人製品安全協会ホームページより

低温熱傷を発症しやすい状況

意識障害や麻痺等により、運動機能障害や知覚障害がある場合
糖尿病に罹患している場合
高齢者や乳幼児
睡眠薬、鎮痛鎮静剤等を使用している場合

安全使用のための対応例

1. 定期的な器具の点検

ひび割れ(破損)、栓の具合、適切なカバーの使用(大きさ、厚さ、結び紐、破損)
※ペットボトル等のプラスチック容器の代用は避けること

2. 使用手順の見直し

- ①皮膚に接触しないよう、身体より離して使用する
ベルトやサポーター等で身体に固定しない
- ②寝具、身体が温まったら使用を中止し除去する
※ビニール袋に入れた清拭用の蒸しタオルを患者の足元に放置したことによる熱傷も発生しています。

3. 十分な観察

皮膚の発赤、疼痛、水泡等の変化に注意する

4. 知識・情報の共有

使用方法については看護職員のみでなく、介護ヘルパーや家族等の看護補助者にも指導し情報を共有する。患者への説明も必要である。

関連情報

■財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業 医療安全情報 No.17「湯たんぽ使用時の熱傷」(2008 年 4 月)

http://www.med-safe.jp/pdf/med-safe_17.pdf

■独立行政法人 製品評価技術基盤機構

「低温やけど」の事故防止について(注意喚起)(平成 21 年 11 月 26 日)

<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs091126.html>

■財団法人 製品安全協会

「ゆたんぽの低温やけど傷害に対する SG マーク制度における取り組み」(2009 年 11 月 26 日)

<http://www.sg-mark.org/>

医療看護の安全に関する最新情報を掲載しています。安全情報は、管理・システムの視点での対応の必要性を提言し、医療安全のための活動の指針としていただくことを目的としています。どうぞご活用ください。